相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市田町八六番地四、最後の住所群馬県高崎市田町八六番地四ライオンズマンション四〇九号　被相続人　亡　間庭　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十三日

群馬県高崎市片岡町一丁目一五番四号

相続財産管理人　田島　義康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市緑区鎌取町一一二番地二三、最後の住所千葉県千葉市中央区仁戸名町五一九番地八小川荘一〇二号

被相続人　亡　矢崎　美之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十三日

事務所山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル二階小野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野　正毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡松崎町雲見三七七番地一、最後の住所静岡県沼津市大岡一九七二番地の一市営自由ヶ丘団地N六―九〇三

被相続人　亡　鈴木美智也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十三日

静岡県沼津市吉田町二五―二浜ビル二階

沼津総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森本耕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市石橋四丁目八番地七、最後の住所兵庫県川西市鼓が滝三丁目一八番一八号

被相続人　亡　杉尾　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十三日

兵庫県川西市小花一丁目六番二〇号肥爪ビル三階

相続財産管理人　弁護士　橋本　有輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市音戸町波多見三丁目一八番、最後の住所広島県呉市音戸町波多見三丁目一八番三九号　被相続人　亡　西河内倫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十三日

事務所広島県呉市中央三丁目一番一七―二〇五号　相続財産管理人　大道　清志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市与北町二一七二番地、最後の住所香川県善通寺市与北町二一七二番地

被相続人　亡　上代　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十三日

香川県高松市錦町一丁目一一番八号　浅野ビル二階　相続財産管理人　頼　正雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字上巻六七番地、最後の住所福岡県大川市大字上巻六四番地三

被相続人　亡　石橋　興一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十三日

事務所福岡県筑後市山ノ井三〇六番地一篠原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠原　一明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋二丁目九六〇番地、最後の住所長崎市琴海大平町五七八番地三

被相続人　亡　山口　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十三日

長崎市中町二番二号興士会館九階

相続財産管理人　弁護士　山下　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市妙見町二三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前田　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年８月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①京王不動産株式会社　②国土交通大臣(1)1608　③代表取締役　鈴木康　④東京都渋谷区初台一丁目54番２号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区西新宿三丁目４番４号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区初台一丁目54番２号　京王不動産株式会社　代表取締役　鈴木康

①株式会社芳賀工業　②東京都知事(4)72249　③代表取締役　星野晃成　④東京都江戸川区大杉四丁目28番９号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区大杉四丁目28番９号　株式会社芳賀工業　代表取締役　星野晃成

①株式会社テレウェイヴリンクス　②東京都知事(1)87326　③代表取締役　齋藤真織　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区芝公園二丁目４番１号　株式会社ＳＢＲ　代表取締役　高梨宏史

①株式会社日本エフピー研究所　②東京都知事(3)72936　③代表取締役　小栁友志郎　④東京都品川区西五反田一丁目４番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区西五反田一丁目４番８号　株式会社日本エフピー研究所　代表取締役　小栁友志郎

平成二十二年八月十三日

熊本市坪井六丁目二七番七号

相続財産管理人　弁護士　森山　義文

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を福岡県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年八月十三日

一、住所　福岡県久留米市宮ノ陣町若松六六二

氏名　緒方　忠

営業保証金額　金二万円